

経営計画に基づく販路開拓等の取組み

原則 **50** 万円を上限に、

補助金(補助率2/3)が交付されます！

☆専門家による無料個別相談会☆ ※事前予約制 ※好評のため開催時間を拡大
日時：平成30年4月17日(火)、19日(木)、23日(月)、25日(水)
※時間は全て10時～21時(12時～13時、16時～17時は除く、1事業者あたり1時間)
会場：相模原商工会議所 (相模原市中央区中央3-12-3)
申込：相模原商工会議所 経営支援課へ電話(042-753-8135)にてご予約ください。
備考：相談日当日は、作成中の①経営計画書(様式2)②補助事業計画書(様式3)を
各3部および公募要領を印刷のうえ、ご持参ください。

【対象取組の例】

- 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗ユニバーサルデザイン化
- 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【事業計画の作成支援に係わる問合せ先】

相模原商工会議所 経営支援課 TEL：042-753-8135

【申請書類一式の提出先・問合せ先】

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 (申請書類の提出先)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-118 TEL：03-6447-2106

【公募要領等の掲載ホームページ】 <http://h29.jizokukahojokin.info/>

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

■補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

■対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら、実施する販路開拓等のための事業

■補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

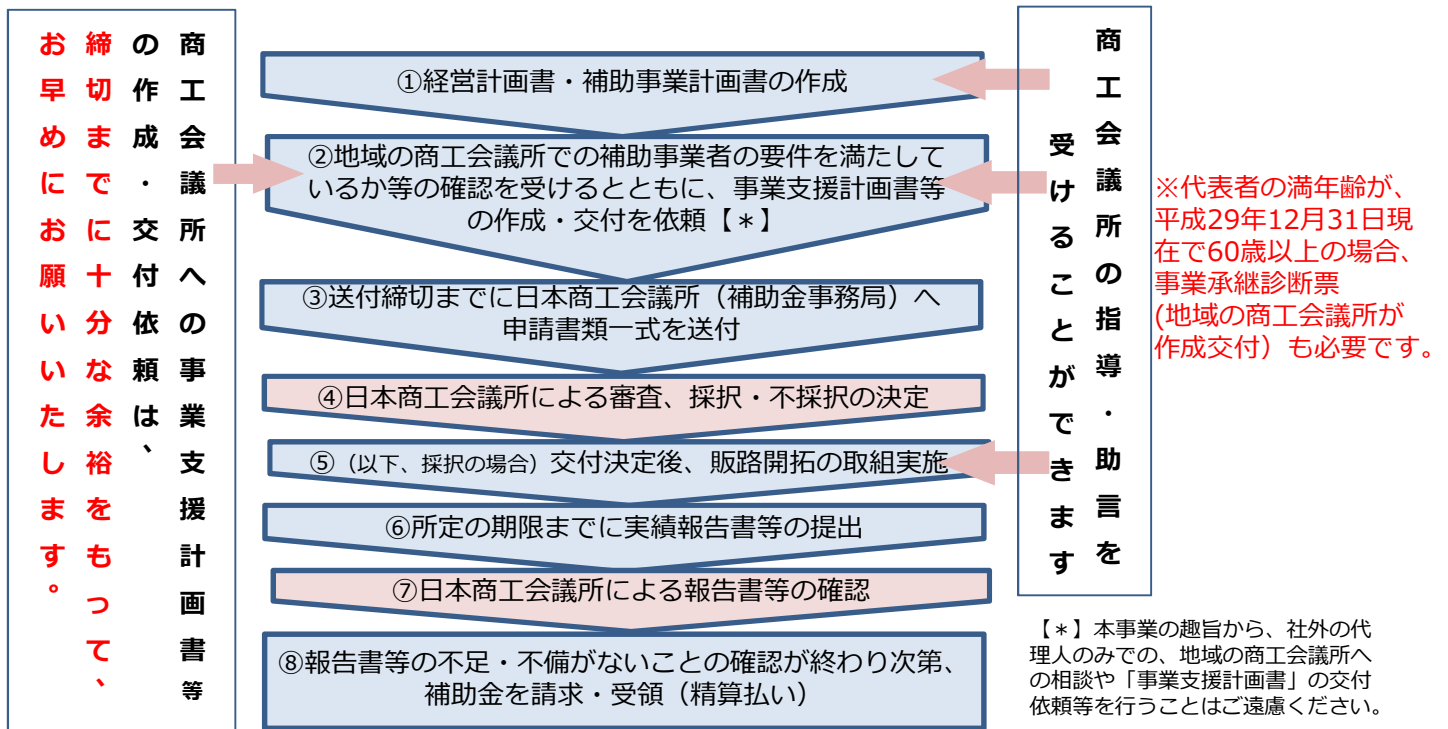
■補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者②海外展開の取組は、上限100万円)

*複数の事業者が連携する場合の上限は100万円～500万円です。

■申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



■手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成30年3月9日(金)
2. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	平成30年5月18日(金) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成30年7月中を予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成30年12月31日(月)まで